

安全管理の10則

① 安全管理は、任務遂行の前提要件

至上任務の遂行のみに気をとられ、安全を軽視して行動することは事故を誘引し活動が阻害されるのみならず、任務遂行を中断若しくは不能としてしまう。安全管理は、任務遂行上不可欠の要件であり過程であるとの認識をもって、いかなる場合も安全を最優先し、積極的かつ具体的措置を徹底して行わなければならない。

② 安全管理の基本は自己防衛

安全管理の基本は自己防衛にあり、自己の安全は自分で守るという原則に立って、自己の行動に伴う危険要因は自らが排除するという自己防衛意識を持つことが肝要である。「自分の安全を守れなくて、人の安全は絶対に守れない。」この言葉を吟味し、職員一人ひとりが、自己の安全はまず自分で確保し、そして、さらに同僚による確認、指揮者による確認等、二重三重の安全確認措置が重要である。

③ 潜在危険の予測と安全措置の徹底

訓練、災害活動等に際しては、行動に伴う潜在危険の予測をなし、その対応として安全に対する具体的措置、対策を効果的に講ずることが必要である。潜在危険の予測なくして、安全管理の具体化、実行は期し得ないことに留意しなければならない。

④ 知力、体力、気力の充実

災害現場等における活動は、時と所を選ばず、静から動への過激な展開であり、任務遂行にあたっては厳しい体力、気力を必要とすることは勿論のこと、それらを駆使して安全に任務を遂行し得るために、さらに知力が不可欠の要件である。この至上任務遂行のために必要な知力、体力、気力の向上は、日頃からの絶えまざる教育、訓練によって培われるものであり、自律的、他律的に継続、反覆して行う必要がある。

⑤ 自己の着装、使用機資材の取扱熟知

消防活動時における服装の着装は、安全管理の第一歩である。服装の乱れ、不完全着装は活動障害となるばかりでなく、身体保護上重大な結果を招くものであることを十分に理解しなければならない。また、使用資機材については、常に入念な点検、整備を行うとともに、その性能、使用取扱方法を熟知し、活動に際しては自信をもって取扱いできるよう常に訓練しなければならない。

⑥ 指揮者の明確な指示、命令の徹底

消防活動等は、常に複数以上の行動が主体となる、指揮者は常に事故防止、安全管理に十分配慮をし、あらゆる状況に対応し得る具体的かつ明確な指示、命令を徹底しなければならない。指示、命令が不明確であったり、欠いた場合は、組織的活動の安全を阻害するのみならず、組織としての安全配慮義務にも反するものであることを十分に理解しなければならない。

⑦ 基本動作に忠実な活動の展開

災害現場等における活動、又は実戦的訓練等に際しては、とかく過剰な目的意識が先行し、迅速な活動を重視するあまり、基本を忘れ安全を軽視しがちである。基本動作を無視して、安全管理はあり得ないことに配意し、活動にあたってはあくまでも基本動作に忠実でなければならない。

⑧ 不安全行動の禁止と相互の安全確認

活動に際しては、積極的に指揮者の掌握下に入るとともに、不安全行動は厳に慎み、相互の安全を十分に確認し、必要な注意を払いつつ確実な行動の展開に努めなければならない。

⑨ 安全確認の呼称励行

危険が伴う行動及び重要な活動にあたっては、安全確認呼称を用い、自己の行動及び部隊の安全の確保を行うことが必要である。

⑩ 事故事例、経験を教訓とする

事故事例、経験は、かけがえのない教訓である。常に十分な研究、検討を行い、安全管理の教訓として活用しなければならない。

第6章 車両誘導

1 誘導前の確認

- (1) 乗車員全員（機関員含む。）で車両周囲を確認する。
 - ア 車両後方（誘導予定方向）の状況確認
 - イ 車両下部の障害物や段差等の有無を確認
 - ウ 車両上部のひさしや電線、樹木の枝等の有無を確認
 - エ 車両周囲の交通状況等を確認
 - オ 内（外）輪差やオーバーハング（振出し）の発生予測
- (2) 機関員と誘導員はお互いに、誘導開始前に車両の予定進路を必ず確認し合う。

2 誘導時のポイント

- (1) 誘導は警笛、肉声等の合図を併用し、機関員が確認できるような位置及び方法で効果的に行う。
- (2) 誘導員の機関員に対する連絡は、肉声や警笛での聴覚によるものだけではなく、動作（手信号等）での視覚による伝達も行う（動作による合図を形式的に行わないこと。）。
- (3) 2人以上で誘導する時は、主となる誘導員（以下「主誘導員」という。）を明確にする。
なお、警笛を使用する時は主誘導員が使用し、危険が切迫したときのみ他の誘導員が使用する。
- (4) 機関員は誘導員の合図が途切れたら、直ちに車両を停車し状況を確認する。また、誘導員からの情報に対し不明や不安がある場合においても、停車して自らの目で確認する。
- (5) 誘導員は状況判断できない場合、ためらうことなく停車させ、機関員に状況の確認を求める。
- (6) 誘導員は地形、障害物の確認だけでなく、周囲の歩行者、自転車、車両の動向にも注意して、自らの安全を確保して誘導する。
- (7) 現場付近での誘導にあっては、散在する資機材等を損傷させぬよう配意して実施する。

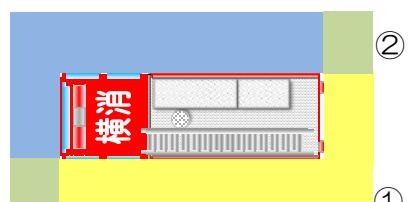
▲解説

○誘導中の確認箇所は複数存在するので、たとえ要注意箇所がある時でも、その部分だけに注意を注ぐのではなく、全体を満遍なく確認する中で、注意の割合を要注意箇所に多く割くよう意識する。

○誘導員も車両諸元及び特性（死角、内外輪差、オーバーハング等）を事前に把握しておく（誘導員も定期的に運転席に座り、死角やミラーをとおした周囲の見え方を確認することが、効果的である。）。

3 誘導員の立ち位置

- (1) 誘導員は機関員から確認できる位置で誘導を行うのが原則である。
- (2) 誘導は機関員が運転席から視認できない状況（死角）を代わりに確認し、確認した内容を的確に機関員に連絡して安全を確保することである。そのため、誘導員も車両特性（死角の場所等）を理解し、機関員の確認困難場所を補完できる位置で誘導する。
- (3) 一人誘導では、車両右側の死角を埋めることができないため、誘導員は一時的に誘導位置を変えて確認し、機関員は車両を停止しての確認や、姿勢を変えての目視確認により、死角に対処する。

人数	誘導時の誘導員立ち位置等	
1人	機関員が誘導員をバックミラー等で確認できる、車両左斜め後方概ね2mの位置	○誘導時の安全確認範囲 
2人	車両の左右斜め後方を誘導員の立ち位置とし、左方の誘導員を主とする。	③ ① ②
3人以上	主誘導員を決めて後方に2人、前方に1人の三点誘導を行う。誘導員が4人以上いる場合は、安全管理の補佐にあたる。	○誘導員の位置（○内は優先順位） ■ 機関員安全確認範囲 ■ ①誘導員安全確認範囲 ■ 機関員・①誘導員重複範囲
		表中上記隊形がとれない場合や前進時の誘導で、誘導者がいなくとも確実に安全が保てる部分があり、配置を変更して誘導をする場合には、危険となる部分を見渡せる位置とする。誘導員が2人以上の場合は、主誘導員が最も危険な部分を見通せる位置とし、他は順次危険な部分を見通せる位置とする。

4 誘導時の合図

- (1) 合図は大きな声及び身振りで明確に行う。
- (2) 誘導の合図を機関員が認知できるよう、運転席及び助手席の窓を開ける。
- (3) 状況により、署系無線機を活用して合図を送る。
- (4) 夜間においては、近隣住民等に配慮した誘導を行う。

誘導方法 誘導内容		手信号	警笛	肉声 (拡声器の場合も含む。)
誘導開始	誘導員	両腕を高く上げ、手のひらを招く方向に大きく振る。	ピー 長一声	オーライ
	機関員	車載マイクや肉声等、状況に応じた方法で了解を合図する。		
前進又は後退する時		片腕を高く上げ、手のひらを招く方向に向け、大きく振る。	ピッピー 短笛二声	間隔をあけたオーライの連呼
側方	左右に寄せ る時	片腕を高く上げ、手のひらを寄せる方向に向け、繰り返し振る。	ピッピー 短笛二声	間隔をあけたオーライの連呼
	間隔を示すとき	両腕を高く上げ、手のひらを内側に向け、その感覚を示す。	ピッピー 短笛二声	左(右)〇〇オーライの連呼
障害物が近づいたとき（約2m）		片腕を高く上げ、手のひらを招く方向に小さく振る。	ピッピッピッ 連續短声	言葉を早くしてオーライの連呼（具体的に距離を言う。）
停止時	誘導員	腕を高く上げ、手のひらを機関員に向ける。	ピー 長一声	ストップ
	機関員	車載マイクや肉声等、状況に応じた方法で了解を合図する。		

解説

○車両誘導時の警音器（クラクション）の使用について

道交法第54条（★8頁）では、「車両等の運転者は、法令の規定により警音器を鳴らさなければならないこととされている場合を除き、警音器は鳴らしてはならない。ただし、危険を防止するためやむを得ないときは、この限りではない。」としており、公道上における警音器の使用は制限を受けることを認識しなければならない。また、敷地内においても、場所や時間等の要素により周囲環境に配慮し、その場の状況に応じた合図方法を選択すること。